
出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	半沢美智子君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	相原光男君
公共工事検査監	桑島康明君
税収納対策監	奥山秀一君
公共施設管理監	畑山義彦君

教育委員会部局

教育長	阿部次男君
教育総務課長	伊藤良昭君
生涯学習課長	相原健一君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜君
--------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第6号）

平成26年9月19日（金曜日） 午前9時30分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成25年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成25年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 8 認定第 7 号 平成 25 年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 9 議案第 23 号 教育委員会委員の任命について
- 第 10 議案第 24 号 平成 26 年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負契約について
- 第 11 意見書案第 6 号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 第 12 意見書案第 7 号 平成 23 年度、平成 24 年度から平成 26 年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成 27 年度から平成 29 年度までの期間も実施することを求める意見書
- 第 13 意見書案第 8 号 被災地の小・中・高校の教育条件整備、30 人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書
- 第 14 意見書案第 9 号 特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書
- 第 15 請願第 1 号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願
- 第 16 陳情第 6 号 東日本大震災で被災し、就学困難な幼児・児童・生徒に対する支援事業にかかる陳情
- 陳情第 7 号 特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）を廃止することを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第 8 号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番有賀光子さん、13番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 認定第1号 平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成25年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第6号 平成25年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第7号 平成25年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（加藤克明君） 日程第2、認定第1号平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定について、日程第4、認定第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号平成25年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までは決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、高橋たい子委員長から審査結果の報告を求めます。委員長、高橋たい子さんの登壇を許します。

〔決算審査特別委員会委員長 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋たい子君） おはようございます。

決算審査特別委員会の報告をいたします。

去る9月12日の本会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託されました認定第1号平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成25年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての7件については、9月12日、委員会を開き、16日、17日、18日の3日間にわたり、関係担当者の説明を聴取して慎重に審査を行いました。

審査の結果、認定第1号から認定第6号の平成25年度柴田町各種会計決算6件は、いずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。及び認定第7号の平成25年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算については、可決及び認定すべきものと決定しました。

なお、少数意見の留保はございませんでした。

以上、報告をいたします。決算審査特別委員会委員長、高橋たい子。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。議会運営基準により省略いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。11番広沢議員。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

私は、平成25年度の決算のうち一般会計に対して反対の立場で討論をしたいというふうに思います。

今回の平成25年度の決算では、その特徴としてその歳入にあらわれています。町税を初めとして多くのマイナスの項目が並ぶ中、例えば配当割交付金が113.8%、株式等譲渡所得割交付金が何と1062.5%という、あけてびっくりの増額になっているという非常に特徴的な歳入の結果になっているというふうに思います。ここから読み取れるのが、このアベノミクスといわれている今の国の経済政策が、地方の経済に大きな恩恵をもたらしてはいないというふうに読み取れるのではないかと私は考えます。今回の、例えば株式等譲渡所得割交付金についても、マスコミの評価を見ても、多くは個人投資家が株式投資で利益を得ているということよりは、大企業の大きな株を持った人たちがこの株式で所得を得て、それが結果的に納税につながってこの所得割交付金などにつながっているということでもあります。

このような状況ですから、なかなか地方にもその恩恵が回ってきていない。町内の現状を見てみますと、今例えば柴田町では町発注の公共事業がかなりの数行われています。当然、その仕事を受けているのは町内の建設業者であります。しかし、私が注目したのは、皆さんも実感としてかなりの数公共事業をやっているというふうに感じておられると思いますが、その結果が今回の決算の税収にはつながっていないということでもあります。その現状のまま、例えば今盛んに消費税をさらに10%に引き上げる理由を政府では盛んに探し求めています。そして今、政府税調では、先日の総括質疑のときには町長も触れておられましたが、法人税に対する外形標準課税、これはもうけが出ていない企業であっても法人税を取れる仕組みをつくらうというものであります。そして今、税調の議論から漏れ聞こえてくるのは、課税の対象を資本金、それから事業所事務所のフロア面積、従業員数、こういった営業すれば必ず必要になってくる項目に対して課税をするということを議論されています。例えば今、株式譲渡の所得を多く得ている企業はもちろん利益を得ている企業にとっては、法人税を20%に引き下げるといったようなことがあり、大きな減税の恩恵の上に立って、そして外形標準課税を受けても大きな影響は受けないだろうということですが、ただ、町にある小規模の業者にとっては、これまで課税されていなかったところから税金を取るという仕組みになり

ます。もうけが出ていないところからは、まさに身を削って税金を払わなければならないという制度を、政府の税調が導入したいというか、今の政府の現状、国の現状から考えれば、やろうと思えば簡単にできる、そういうことが議論されています。ですから、今後の町の経済を考えた場合に、先行きの展望がなかなか見えてこない、そういう現状にあります。

先日、私の一般質問で、町内の業者に対する施策を求めた町長のご答弁の中で、建築諸組合の中では仕事がいっぱい忙しくて大変だ、そういうお言葉を聞いてこられたということが発言されておられました。しかし私は、その忙しくて大変だの先の言葉にぜひ耳を傾けていただきたいです。そのときにそこまで話が及んだかどうかはわかりません。ただ、今住宅建築の多くの業者さんの中でも、仕事は忙しい、しかし資材の高騰などでたいしたもうけは出ていない、そして今仕事はあるからいいけれども、この仕事が無くなったらどうなるかわからない、そういう言葉がついてくる方かなり多いのではないかなというふうに思います。私が話を伺った業者さんは、必ずその言葉がついてきていました。つまり、仕事が忙しくてももうけが出ているとは限らないということでもあります。そしてまた、町内の多くの業者さんたちは、仕事がない時期、長期間に耐えられるだけの体力を持っている企業というのは数えられるぐらいしかないのではないかなというふうにも思います。多くの企業は仕事が無くなれば、例えば廃業なども考えなければならないけれども、廃業した瞬間に営業のために借り入れをしているお金がそのまま借金として降りかぶってくる、だから、やめるときにも行くにも戻るにも進退がきわまっているというような状況の企業もあります。

そういう状況ですから、やはり仕事がいっぱい大変だということが現状あったとしても、その先も見越した施策が私は必要ではないかなというふうに思います。そして、例えば町の発注する公共事業を受けている企業を初め、建築・建設業者だけではなく、町内にはさまざまな業者や個人商店があります。皆さんも感じておられる、気づいておられる方おられるかもしれませんが、地域のお店、まるでくしの歯が1本1本欠けていくように店を畳むところがことしも出ています。私がおつき合いがあったある畳屋さんは、先行きが見えずに、後継者がいなくて自分も高齢になったところで切りがいいところだということで、消費税を増税を機に廃業されました。今そういうことが静かに進んでいるというふうに私は感じています。そして、今多くの町内の商店、そして中小業者の方々が将来への展望を持ってない、この現状が深く静かに続いているというふうに思います。

今後の自治体の施策を考えた場合に、私はそういった町の中にある業者さんや個人商店に対する、もっと寄り添った施策が必要ではないかというふうに思います。その点で、今回の

25年度の決算の中に含まれる事業は、町内の建設業者に多くの公共事業を発注するという点では、町の経済に貢献していることは間違いないというふうに思っています。そして、そのお金の使い方も、決して財政規律から外れたものではないという認識にも立っています。しかし今後、来年だけではなく数年、10年後の町の経済を考えたときに、このまま推移していけば、ひょっとしたら我が柴田町にはコンビニと大手スーパーしか残らないような、そういう町になってしまうのではないかとという大きな懸念が私の中に渦巻いています。

この現状というのは、柴田町だけに限らず、全国多くの市や町に見られる現象で、私の一般質問の中でもお話ししましたが、多くの自治体で循環型の経済をつくるための町の施策を打ち出している自治体が数多くあります。そして、それらの事業は単年度の単発事業ではなく、複数年にわたって事業を行っているのが特徴であります。私は、この平成25年度の町の施策について、やはり町内の業者や個人商店などの営業やその心に寄り添った政策が足りないのではないかとというふうに考えております。

そもそも、町の業者というのは、我々議員にとっても、それから町の行政にとっても、まちづくりのパートナーたる相手であります。例えば、町長がお考えである観光によるまちづくりにおいても、町の業者さん、個人商店の協力なくしては考えられないというふうに思います。町長が目標にしたいというふうに言っておられる長野県の小布施町、私も行ってまいりましたが、やはり成功の秘訣というのは、町の商工業者、それから農業者も含めて一体となって協力体制をつくって観光のまちづくりを進めてきたことが大きな成功につながっているのではないかとというふうにも捉えることができます。

今後のまちづくりの中で、ぜひとも多くの業者や個人商店、寄り添って、そして行政とそれから商工業者、町民が一体となってまちづくりをできる、そういった業者や商店に寄り添った政策をもっと充実させることを求める意味で、今回の平成25年度の決算に対しては反対の立場をとりたいというふうに考えております。どうか皆さん、ご賛同よろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。1番平間幸弘君。

〔1番 平間幸弘君 登壇〕

○1番（平間幸弘君） 1番平間幸弘です。

ただいま議題となりました認定第1号について、賛成討論を行います。

平成25年度柴田町一般会計歳入歳出の決算につきましては、町長の提案理由、会計管理者の詳細な報告を伺い、また監査委員から決算は正確であると報告がされています。その後、決

算審査特別委員会において審査いたしました。事業執行状況、会計処理とも適正であると判断いたしました。

平成25年度の決算は、歳入で127億4,000万円、歳出では124億5,000万円と、平成24年度と比較しまして歳出決算額で10.5%の減となっていますが、これは平成24年度において災害復旧費を含めた槻木中学校校舎改築事業等の大型事業が完了した結果であります。

歳入では、大型事業完了に伴い地方債が前年度から49.3%と大きな減額となる一方、地域の元気臨時交付金を初めとする国庫支出金を積極的に活用し、（仮称）さくら連絡橋工事、町道維持改良工事、学校関係改修改造工事等を実施し、堅実な財政運営を図りました。財政健全化の指標は基準を大きく下回っており、特に財政調整基金及び町債等管理基金の合計が15億円を超える残高を有したことは、まさに評価できる材料といえます。

今後とも、子育て支援策の強化、健康・福祉施策の向上、生活インフラの整備など待機事業が山積していますが、財政の健全化を図りながら、町民が安心して暮らせるまちづくりに努力されることを期待します。

以上の趣旨から、平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算について、適正に執行されたものと認めるものであります。今後も長期視点に立った施策の取り組みと将来を見通した財政運営の堅持を要望し、認定第1号平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論いたします。同僚議員の賛同をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。6番平間奈緒美さん。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。

ただいま議題となりました認定第1号について、賛成討論を行います。

平成25年度柴田町一般会計歳入歳出の決算では、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策による地域の元気臨時交付金3億980万4,000円を積極的に活用したことで、船迫こどもセンター新築事業、町道維持改良事業、仮称さくら連絡橋建設工事などに充当できたことは、常にアンテナを高くし国の動向を早くキャッチすることにより事業展開ができたものとして評価いたします。

主な事業の取り組みでは、劣化が著しい生活道路の改修、安全で快適な教育環境への取り組み、子供医療費が中学3年生まで拡大など、さまざまな分野において事業展開がされています。さらに、きめ細かい住民サービスの向上、安心・安全なまちづくりに住民とともに取り組んでいただけるよう願います。

財政健全化の指標においても、基準以下であり、さらに次年度に向けた財源の確保ができたことは評価に値いたします。

今後とも財政の健全化を図り、中長期的視点に立った施策の取り組みと、限られた財源を有効に生かし将来を見通した財政運営を要望いたします。

以上の趣旨から、認定第1号平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算について、適正に執行されたものと認め、賛成討論といたします。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は会計ごとに行います。

認定第1号平成25年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第2号平成25年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第3号平成25年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第4号平成25年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第5号平成25年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第6号平成25年度柴田町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第7号平成25年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、採決を行います。

この未処分利益剰余金の処分及び決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は可決及び認定されました。

日程第9 議案第23号 教育委員会委員の任命について

○議長（加藤克明君） お諮りいたします。日程第9、議案第23号教育委員会委員の任命について、人事案件でありますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において、全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。なお、全員協議会終了次第再開いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第9、議案第23号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第23号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成18年10月から現在まで8年間にわたり教育委員会委員であり、教育長として町教育行政の振興にご尽力を賜りました阿部次男氏が、本年9月30日をもって任期満了となります。

その後任として、船迫邦則氏を教育委員会委員に任命したいので、ご提案申し上げます。

船迫邦則氏は、昭和51年3月に宮城教育大学教育学部を卒業後、宮城県教育委員会の中学校教諭として37年間勤務されました。教諭時代は、平成6年4月には宮城教育大学附属中学校教頭、平成8年4月には宮城県教育委員会教育庁指導課指導主事を務め、学校経営、学習指導、教職員の人材育成に努められました。また、平成22年4月からは柴田町立船岡中学校長を務めるなど、学校教育現場のトップとして生徒と地域住民のために尽力された方です。

つきましては、このように教育行政全般に深い造詣がある船迫邦則を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を賜りますようご提案申し上げます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第23号、教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第24号 平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約について

- 議長（加藤克明君） 日程第10、議案第24号平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についてを議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第24号平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、大原地区の下水道を整備し、水洗化の促進と生活環境の向上を図るため実施するものです。

既決予算に基づき、8月21日制限つき一般競争入札特別簡易型総合評価方式での入札公告を行い、9月8日入札執行いたしました。

入札参加者は、株式会社竹有土木、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社竹有土木と9,828万円で工事請負仮契約を9月10日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。
- 財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第24号平成26年度柴田町公共下水道事業大原污水幹線工事請負契約についての説明を申し上げますので、議案書3ページをお開きください。

この工事案件につきましては、工事設計額が5,000万円を超えることから、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札とし、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式として、入札結果を報告するものであります。

最初に、入札と契約に係る内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページの2の契約の方法につきましては、制限つき一般競争入札による契約となり、3の契約金額は消費税を加算いたしまして9,828万円となりました。契約の相手方は、株式会社竹有土木が落札して、9月10日に仮契約を締結しております。

この仮契約につきましては、この9月会議におきまして議決された場合のみ、地方自治法第234条第5項の規定により、契約の効力が得られるものであります。

入札結果についてご説明をいたしますので、別冊の議案第24号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

入札と契約の方法につきましては、先ほども申し上げましたが、工事設計金額が5,000万円を超えておりますので、指名委員会の内規により制限つき一般競争入札として、特別簡易型総合評価落札方式としております。制限つきといたしましては、地元企業等の参加に配慮し、入札参加資格を大河原土木事務所管内の仙南の2市7町に本社が所在する事業所とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていることなどを参加の条件として制限を付し、さらには価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の総合評価値750点以上のAランクといわれる企業への参加を求めた結果、1ページに記載のあります町内業者3者の入札参加となりました。

入札者は、入札参加申し入れのあったこの3者について、指名委員会において評価審査を行い、審査を経たこの3者の全てに入札に参加をいただきました。

次の2ページが入札結果調書となります。

入札執行日は9月8日、予定価格につきましては設計額になります。消費税抜きで9,319万円、最低制限価格も同様に消費税抜きの7,455万2,000円となります。予定価格の8割に相当する金額となります。

9月10日に仮契約を行い、工期は議決の翌日から平成27年2月20日となります。

落札者決定までの経過につきまして、下の段の表でご説明をいたします。

表の右の価格に関する評価の入札価格につきまして、入札者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあるものを総合評価の対象といたします。今回の入札では、1番の株式会社竹有土木と3番の株式会社松浦組がこの範囲内に入り、2番の株式会社四保工務店は予定価格に達していないため、総合評価の対象外となります。左側の価格以外の評価項目及び評価点で、総合評価の対象となる竹有土木と松浦組の企業の施工実績、配置技術者の能力、指名停止等処分による減点、本社所在地、災害対応等のおのおのの評価点、評点を算出し、価格以外の評価点(A)を計算いたします。価格以外の評価点は、竹有土木、松浦組とも10点

の満点となります。この価格以外の評価点が10点、価格評価点が90点の配点となり、総合評価点（A+B）になりますが、合計の満点で100点となります。

次に、先ほどの価格に関する評価として、最低入札価格9,100万円で応札いたしました竹有土木に価格評価点として満点の90点を設定し、総合評価をするもう1者松浦組に、竹有土木の最低応札金額に応じた価格評価点を計算し、89.12点となりました。価格以外の評価点との合計では、竹有土木が総合評価点100点、松浦組が99.12点となり、最高評価得点者の株式会社竹有土木が落札者となりました。

以上で、議案第24号平成26年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負契約についての入札と契約等に係る内容についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 続きまして、工事の内容につきまして説明を申し上げます。

A3版の資料をお願いいたします。

今回の大原汚水幹線工事でございます。左側のほうに位置図を記しております。船岡の新田、砂田、上名生の新大原地区ということで、第3処理分区の区分になりまして、面積は50.9ヘクタールございます。昨年度から汚水幹線の施工を開始しまして、今年度はこの朱色で着色した部分の区間を施工をすることになりました。

右側に平面図を示しております。工事概要でございます。今回の施工総延長は320.5メートル、この内訳ですが、管径400ミリの推進工法、小口径推進ですが228メートル、さらに350ミリの小口径推進が92.5メートルです。

右側の図面で、町道中名生2号線ですが、昨年からの施工回から二重丸で113番と書いてありますが、この区間が阿武隈急行のガード下までが400ミリの区間となっております。阿武隈急行のガードから今度は西側に折れる部分92.5メートルが350ミリの範囲となっております。

1号マンホール設置6カ所、これは内径90センチのマンホールでございます。あとは、公共汚水ます設置工が3カ所ございます。ちょっと図面で見にくいんですが、東海高熱さん、あとイオンタウンさん、あとは阿武隈急行付近の受託分として3カ所設置します。

施工方法でございますが、昨年度も同様な工法でやりまして、直径2メートルの鉄のパイプを落とし込みまして、そこから推進機械を用いまして管を布設するものでございます。

現場での通行制限でございますが、縦の線、これは町道中名生2号線、左下にも断面図書いております。幅員2車線がございますので、作業中は片側交互通行の制限を行いますが、夜

間は立坑にふたをしますのでこれを開放いたします。阿武隈急行から折れますこの区間は、これは農道になるんですが、農道中名生16号線になります。幅員が狭いものですので、作業中は車両通行どめとします。ただし、夜間は先ほど同様に立坑にふたをしますので開放します。車両通行どめになる区間にも住民の方が住んでおりますので、この辺はよく説明をして、一時仮設の駐車場とかを用意しまして対応していきたいと思っております。ということで、住民周知の関係はお知らせ版等、あとは地区の回覧板等でお知らせをいたしますし、この農道は通学路ではないんですが、子供たちも通っている可能性はありますので、学校のほうにも事前にお知らせをして注意を促していきたいと思っております。

実際着手できるのは、準備期間を設けまして10月末か11月の頭には着手をしていきたいと思っております。

今回の工期でございますが、平成27年の2月20日までの予定で進める予定であります。

以上の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、今回この資料2ページ目の企業の施工実績というところを見てちょっとふと思ったんですが、この3者を見て私のイメージとして、1つの会社は町内でもちょっとずば抜けた企業でこの実績という5点というのが当たり前かなど。逆に、ほかの2者を見た場合に4点とか、3点ということはないけれども、この企業の施工実績というのはどういう基準なんですか。その受注高とか工事量というんでしょうか、そうじゃなくて県でいう最低限の工事をやったことがあるというんでもう自動的に5点というふうになるのか、今回申しわけありませんがちょっとその説明をお願いしたいと思います。

それから2点目は、こういう下水道工事ということ出ますけれども、私も長く議員をやっておりますけれども、どうなんですか、今後27年度予定、28年度予定というその計画というんですか、例えば町民の方からも、うちの地区いつ工事になるんだろうかというふうに聞かれた場合に、いやちょっと議員の私もわかりませんとも言えませんので、何というか優先順位というんですか、それをお聞きしたいと思います。

それから3点目なんですが、この前の決算委員会でたまたま並松のラーメン屋さんの話が出まして、公害問題とは言わないんですけれども、私からするとここも下水道があれば、ちょっとそういうにおいがするという問題なんですけれども、下水道入れば何も問題ないのかなと思っておりますけれども、そういう公害問題とまでは言わなくともいろいろにおいが出るとか

って苦情があるようなところというの、上下水道課で聞いていて、例えばこういう下水道整備計画を進めていく上で考慮しているということがあるのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。初めに財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

工事实績の件かと思えます。この3者とも当然柴田町におきまして議会案件となっております5,000万円以上の公共下水道事業を受注してございまして、昨年も柴田町公共下水道事業の大原污水幹線工事の5,775万円を受注しております、1者は。それから、柴田町公共下水道の同じく新栄の污水枝線その1工事6,662万8,000円ということで、それぞれがこのような大きな工事を受注しておりますので、この工事と匹敵するような工事は受注してございまして、当然工事实績としては5点という配点をさせていただいたところであります。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 2点目の施工の計画といいますか、優先順位ということでございますが、位置図で示してございますように、住宅密集地というのは新大原とか上大原地区が密集地ですが、ここまで行くのに幹線を今施工してございます。幹線を先行しまして、枝線が着手できるのは、平成28年度からというような予定を考えてございます。施工計画、ある程度の年次割は持っておりますが、これも交付金の配当といいますか次第で変更というかわりますので、詳しくできるというのはなかなか難しいところですが、ある程度の施工計画は持っております。当然、下水道は下流から順次施工していきますので、その方向で進めていく予定でおります。

あとは3点目でございますが、当然現在も船岡新栄地区として進めておりますが、並松地区のほうもこの処理区域の施工回に入っております。ただ、お尋ねの場所は、並松の町営住宅の一角でございますので、ちょっと整備するまでは時間がかかるということはお理解をお願いしたいと思います。また、現在の状況での、いわゆる異臭といいますかそういう排水問題だと思えますが、まだ下水道を整備する前の話でございますので、これはまたうちの所管ではなくて、現状とかそういう関係の扱いだと思っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 企業の施工実績ということで、課長の説明はこの業者が町内でも下水道工事を今までやってきたとか金額出ましたけれども、私が聞いたのは、県でこういう建設業に対する評価というものをいろいろ決めていますよね。その施工実績ということをもとに、この

5点満点で5点とか4点とか3点というそういう決め方をしているんですかということと、実績というのが受注額ということなんですか。先ほどは受注と言っていますけれども、ちょっとその点を改めてお聞きしたいと思います。

それから上下水道課長には、下水道が導入されていない家とか地区には、結局そういうものにおいとか問題がある場合には、例えば合併浄化槽とかで少しでも対応してくださいというようなそういう進め方というんでしょうか、何かしているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

この入札資格参加の中の条件といたしまして、冒頭の説明でもいたしておりますけれども、特定建設業の許可をもらっているということも条件に入れております。それから県から、県のほうの経営審査事項の総合評価値750点ということでAランクに評価されているということもあります。それで町のほうの、先ほど言いました工事实績等々、県の工事实績等も踏まえまして、これに十分この工事に耐えられるということで5点と評価させていただいているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 整備区域外でこのような場所での合併浄化槽とかそういう促進ということでございますが、ただいろいろな方の営業されている場合は、その法律に従った排水処理を守っていただくようお願いをしておりますけれども、我が上下水道課のほうでは、改めて浄化槽促進といいますか、それは行っておりません。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則真君） 秋本です。

工事の内容についてちょっとお聞きしたいと思います。こちらの位置図で見ると、113と書いてあるところ、大体その辺なんですけど、フローラの右側で阿武隈急行の北側といいますか、この辺に対する敷地内の取り込みの公共ますが少ないように見えるんですけど、それとそのほかにもたしか地番1つにつき1個だったかなという感じがするんですけども、そこからすると随分取り入れの公共ますの設置が少ないように見えるんですけど、その辺について説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 確かにますの設置は少ないんですけど、実は一般住宅ではありま

せんので、工場とあとはショッピングタウンということで、大きいエリアの中でのところでございますので、必要に応じた箇所というので設置をしております。普通の住宅地でしたら1宅地に1個ずつ設置をしていきます。ということで少なくなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○4番（秋本好則真君） そうすると、例えば今この位置図で113と書いてあるここに工場があるんですが、こちらのほうで希望すれば公共ますを設置するという、そういう意味でしょうか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 東海高熱のほう側ということで見ていいですか。それともフローラ側の、（「フローラ側」の声あり）説明不足で申しわけありません。フローラ側のほうは、ちょうどこの道路を境にして処理分区外なんですね。将来のエリアでありまして、今回の地区としては入っておりませんので、そのために汚水ますを埋めておりません。ということでご理解願います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。13番水戸義裕君。

○13番（水戸義裕君） 申し上げるまでもなくということで、この2号線はかなり朝の通勤には町外からもここを通るということで、工事中のいわゆる片側交互通行とかの案内をしっかりとしておいてほしいと。特に冬期間にもかかることで、雪とか積雪とかになるとやはり大変でしょうから、その辺の交通規制の案内をしっかりとということで、もう一度その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 確かに中名生2号線、葬祭会館とかもありますし、あとショッピングストアもあります。交通量が多いところでございます。

昨年度、この県道交差点から120メートルくらい施工したんですが、私も最初懸念をしたんですが、工法的に、昨年産業建設常任委員会で現地を視察してもらいましたあの鉄のパイプを落とし込むときの作業はちょっと作業量は大きいんですが、その後狭い範囲内で作業できるということで、片側交互通行で作業できます。あと夜間はふたをしまして開放できるということで、私は予想以上にスムーズにできたというふうに思っていて、ことしもそのような方向でやっていきたいと。ときに念を入れて、注意をして対応してまいります。よろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号平成26年度柴田町公共下水道事業大原汚水幹線工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 意見書案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第11、意見書案第6号「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。8番高橋たい子さんの登壇を許します。

〔8番 高橋たい子君 登壇〕

○8番（高橋たい子君） 8番高橋たい子でございます。

ただいま議題となっております意見書案第6号「手話言語法」制定を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、柴田町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

宮城県柴田町議会

提出先

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第6号「手話言語法」制定を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に要望さ

れておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第12 意見書案第7号 平成23年度、平成24年度から平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度から平成29年度までの期間も実施することを求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第12、意見書案第7号平成23年度、平成24年度から平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度から平成29年度までの期間も実施することを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第7号平成23年度、平成24年度から平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度から平成29年度までの期間も実施することを求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

平成23年度、平成24年度から平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度から平成29年度までの期間も実施することを求める意見書（案）

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の汚染から3年が過ぎました。

被災地では、防災集団移転や災害公営住宅建設、生業の復興や地域の雇用など、地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子供たちの生活に大きな影響を与えています。

このような状況下で、被災した幼児・児童・生徒への「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」（以下「就学支援交付金」）を基金として平成23年度、平成24年度から26年度にかけ「高校生修学支援基金事業」が実施されてきました。

この事業内容は、①被災幼児就園支援事業、②被災児童生徒就学援助事業、③奨学金事業、④私立学校授業料等減免事業、⑤被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業、⑥専修学校・各種学校授業料等減免事業などです。

この事業は、被災した子供たちや保護者に、「お金の心配なく保育や教育を受けることができる」という大きな安心感を与えてきました。

特に、仮設住宅団地からの児童生徒のスクールバス運行経費にも使われ、子供たちの通学保障にも大きな力を発揮しましたし、被災生徒奨学資金制度は、被災地の子供たちに高等学校への進学ができる道を開きました。

しかし、この「就学支援交付金」が平成26年度で一旦終了され、平成27年度からどうなるのか見えない状況になっています。被災地では、これから先、仮設住宅団地の解消まで3年から5年かかること、地域の復旧・復興は10年かかると予想されます。

3.11東日本大震災を体験した子供たちが、これからの地域の復旧・復興を担います。その子供たちが、たくましく、健やかに成長できるよう、この「就学支援交付金」による「高校生修学支援基金事業」が平成27年度から平成29年度までの3年間でも実施されるよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第7号平成23年度、平成24年度から平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度から平成29年度までの期間も実施することを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第13 意見書案第8号 被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第8号被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第8号被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書（案）

平成23年3月11日の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の汚染から3年が過ぎました。

被災地宮城では、災害公営住宅や防災集団移転の土地の受け渡しなどが始まりましたが、生業、地域の復旧・復興の遅れ、資材や人手不足、資材の高騰などから生活の先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子供たちの生活に大きな影響を与えています。

小学校で被災体験をした児童生徒も中学・高校へと進学していますが、3年を過ぎ一定の生活が安定したかに見える状況下でも、不登校になったり、問題行動に走る児童生徒が多くみられるようになり、心のケアや生活ケアが必要になっています。

これからの地域の未来を担う大切な児童生徒一人一人です。

被災してから3年過ぎるころから、子供たちの問題行動は多くなることはこれまでの被災地でも言われ、その対策は喫緊の課題です。

被災地への教職員加配は実施されていますが、学校の現状にはまだまだ不十分です。

特に、被災地ではスクールソーシャルワーカーの全校配置が必要です。

一つ一つの学校の現状に見合った対応ができる教職員の増員、教育環境が求められています。

3.11からの復旧・復興を担う子供たちがたくましく、健やかに成長できるよう、被災地の小・中・高校の教育条件整備と教職員のさらなる加配を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第8号被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第14 意見書案第9号 特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第14、意見書案第9号特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） またかとお思いでしょうが、11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第9号特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書（案）

安倍政権は、昨年12月6日に、国民の反対の声にもかかわらず、「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」を成立させました。しかし、同法は、国民の知る権利や表現・言論の自由、取材・報道の自由を著しく制限しかねず、今回の強引な制定は将来に重大な禍根を残すものです。

同法は特定秘密の定義がきわめて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高いものとなっています。国会へ特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、議院の国政調査権が大きく損なわれかねないなど、懸念させる点は数多くあります。

衆議院における審議の過程で、自民・公明・日本維新の会・みんなの党による修正がなされました。しかし、恣意的な秘密の範囲拡大の懸念は何ら是正されていない上、秘密指定期間が最長60年とされ、永久的な秘密指定も可能となり、政府原案より大幅に後退しています。また、内閣総理大臣に第三者機関観点からの関与を求め、秘密指定の統一基準を時の政府が作成し、指定や解除に対し説明・改善を閣僚に指示できるとしましたが、内閣の長である内閣総理大臣の関与を第三者的と規定すること自体、全く筋が通っておらず、国民の不安は一向に払拭されておりません。

国として特に厳格な管理が必要な情報があることは否定しませんが、その場合も、後世に検証可能な制度とすべきであり、政府が持っている情報は本来、国民が共有すべき財産であることが大前提です。特定秘密保護法には、そうした民主主義の基本理念が根本的に欠落している上、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）」を満足していない状況では、到底、施行すべきではありません。

国民に大きな不安をもたらしている原子力発電関係情報の取得も、より一層困難となるので

はないかということも強く懸念するところです。

よって、国会及び政府に対し「特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）」を廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

以上です。

同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。まず原案反対の方、発言を許します。5番齋藤義勝君。

〔5番 齋藤義勝君 登壇〕

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤義勝です。

私はこの意見書案に反対の立場で討論します。

昨年12月6日に成立した特定秘密保護法については、本来政府が持っている情報は国民が共有すべき財産ではありますが、この法律が「防衛」「外交」「安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4つの分類の中で必要な機密を特定秘密と位置づけており、普通一般の国民がその対象となることはあり得ないとなっており、その一例として、2010年9月7日、尖閣諸島付近の海域をパトロールしていた巡視船みずきが中国籍の不審船を発見し日本領海からの退去を命じるも、それを無視して漁船は違法操業を続行、逃走時に巡視船よなくにとみずきに衝突し、これら2隻に危害を加えた事件がありました。11月1日、中国への配慮から非公開となっていた漁船衝突時の動画が衆参予算委員会所属の一部の議員に対してのみ限定公開されましたが、11月4日に漁船衝突時に海上保安官が撮影していた44分間の動画がユーチュ

ープ上に流出してしまい、その後の日中関係を悪化させましたことは、論を待たないところであります。

このことを鑑みましても、日本の国益を守る上で、まして独立国家として当然の法律であり、私は特定秘密保護法の廃止を求める意見書には反対であります。よって、同僚議員の賛同を求めます。以上です。

○議長（加藤克明君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第9号特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）の廃止を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第15 請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（加藤克明君） 日程第15、請願第1号「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

この件につきましては、先ほど同様の議案が可決されておりますので、本請願は採択されるものとみなします。

日程第16 陳情第6号 東日本大震災で被災し、就学困難な幼児・児童・生徒に対する支援事業にかかる陳情

陳情第7号 特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）を廃止することを求める意見書の提出を求める陳情

陳情第8号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第16、陳情に入ります。

本定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

さきの日程にて、平成26年度陳情第6号については意見書案第7号及び第8号として、また、平成26年度陳情第7号については意見書案第9号として提出され、意見書案第7号及び

第8号は可決、意見書案第9号は否決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

その他の平成26年度陳情第8号については、議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

これで本定例会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、ここで、このたび退任されます阿部次男教育長、また、本日の会議において教育委員会委員の任命に同意されました船迫邦則さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。まず、阿部教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 一言退任のご挨拶を申し上げます。

私、このたび9月30日をもちまして任期満了により教育長を退任させていただくことになりました。平成18年10月1日から2期8年、長きにわたりまして議員の皆様には心温まるご指導、ご支援を賜りましたことに、衷心から厚く御礼を申し上げます。

我がふるさと柴田町の教育の推進に携わる機会をいただきましたことは、私にとりましては大きな感激でありましたし、今は感謝の気持ちでいっぱいでございます。顧みますと、学力向上やいじめ、不登校対策など、学校教育の充実はもちろんでございますが、校舎の新築等をこれまで他市町に例を見ないほど見事なほどに整備をしていただきました教育環境の整備推進、そして社会教育の推進、さらには東日本大震災の先の見えない大きな混乱の中での学校再開に向けた取り組みなど、終生忘れ得ない対応の連続であったように思います。

「子供は未来からの留学生である」という言葉があります。将来の社会の形成者であり、未来を担う大切な人材である子供たちの育成にかかわることに大きなやりがいを感じた反面、子供たちの命を預かり、不測の事態がいつ起こるかわからない学校現場を抱えての緊張感と、町の教育を担う責務の重さに重圧を感じながらの8年間でございました。正直、今はほっとしているというのが本音でございます。

新教育委員会制度も始まります。今後は、町の教育の一層の進行、発展を祈りながら、静かに見守らせていただきたいと思います。本当にお世話になりました。

結びになりますが、柴田町のますますの発展と、議員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤克明君） 次に、教育委員会委員の任命に同意されました船迫邦則さん、どうぞ。

〔教育委員会委員 登壇〕

○教育委員会委員（船迫邦則君） このたびは、教育委員としまして任命、同意いただきまして、ありがとうございます。現在の教育環境や社会状況を考えますと、まさに身の引き締まる思いでいっぱいです。これまで教員生活で培った経験や体験を少しでも町の教育に還元できればと思っております。

今後も、皆様方の温かいご支援を糧に、これからの社会を担う子供たちの教育のために、力を尽くしてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（加藤克明君） 休会前に町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成26年度柴田町議会 9月会議が終了するに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

さて、今議会に付議されました議案は、諮問 1 件、平成26年度補正予算 6 件、報告 6 件、平成25年度の決算認定 7 件、また追加議案として人事案件 1 件、契約案件 1 件の合計22件となりました。慎重なるご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決いただきましたこと、まことに感謝申し上げます。

さて、平成25年度は、東日本大震災から 3 年が経過する中、繰越事業となっていた東日本大震災に伴う災害復旧工事や船迫小学校大規模改造工事などを完了し、新栄 5 号公園の整備、（仮称）さくら連絡橋整備、柴田町・大河原町共同下水道事業鷺沼 1 号雨水幹線工事などに取り組みました。さらに、地域の元気臨時交付金を有効に活用し、船迫こどもセンター新築事業、町道維持改良事業を実施いたしました。ソフト面では、中学校 3 年生まで子ども医療費を無料化したり、中学 3 年生のインフルエンザ予防接種の無料化など、子ども・子育て支援に全力を挙げてまいりました。こうした大型事業や新規事業に取り組む中におきましても、平成25年度の決算では国の補助金や交付金等を積極的に活用した結果、財政調整基金と町債等管理基金の年度末残高の合計は15億600万円余りとなるなど、これまでにない金額を確保することができましたことは、議会のご理解、ご指導のたまものと感謝申し上げます。また、今回の 9 月補正予算では、議員の皆様これまでの一般質問で提案された船岡地区雨水対策工事、槻木五間堀川河川改修工事などの案件に、多少なりとも予算措置ができたことに安堵しております。今回の 9 月会議での一般質問では、水害、土砂災害への対策などの喫緊の課題や、子育てしや

すい環境づくりへの取り組み、第5次柴田町総合計画後期基本計画の策定などが論点となりました

今後、コンパクトシティ構想の実現に向けた総合体育館を核とする防災公園の整備や水害対策などの大型のハード事業がめじろ押しとなっております。こうした大型の事業につきましては、本年度策定する第5次柴田町総合計画後期基本計画の検討の際、将来を見据えた財政運営に十分配慮しながら、事業施策の優先順位について住民懇談会や議会との意見交換の場で議論をしてまいりたいと考えております。ぜひ、事業の優先順位につきましては、議員の皆様からのお考えをお示しいただければと思っております。

最後に、来春のさくら連絡橋の供用開始まで、あと半年となりました。今回の会議では、議員の皆様から船岡城址公園の歴史的資源の活用などのご提案もいただきましたので、計画的に整備し、公園の魅力を高めてまいります。また、あすからは第2回しばた曼珠沙華まつりも開催となり、新たな秋の風物詩として定着させたいと考えております。

今後とも、町民の皆さんとともに、花のまち柴田のさらなる魅力を発信し、交流人口の増加を図り、地域経済の活性化を通じて地元企業の育成支援に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、柴田町の教育にご尽力をいただきました阿部教育長に対しまして、私から長年のご苦勞に感謝を申し上げますとともに、新たに教育委員となりました船迫教育委員に大いに期待するところであります。

これをもって、閉会に当たり御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成26年度柴田町議会9月会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時10分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月19日

議 長

署名議員 番

署名議員 番